

## 2 主な対象工事の例

※令和6年能登半島地震を起因とする住宅等の被害の修理のみが対象です。  
 (修理箇所が被災したものであるか、施工業者の確認が必要となります。)

※対象工事は、本来の状態や機能に回復する工事、または同等の物と交換する  
 修理工事です。

※対象となるか不明のものは、お問い合わせください。

可否 … ○：対象 ×：対象外 △：条件あり

対象工事		可否	特記事項
外 装 工 事	屋根の葺替・塗装	○	
	外壁の張替・塗装	○	
	雁木の修理・交換	○	
	シャッターの修理・交換	○	
	サッシ・雨戸の修理・交換	○	
	ベランダ・風除室の修理	○	
	ウッドデッキの修理	○	
	雪止め金具・雪庇防止フェンス・屋根雪下ろし 命綱固定アンカー、雪下ろしはしこの修理	○	
内 装 工 事	床板・内壁・天井の修理	○	クロス等の補修を含む
	部屋の間取り変更	△	内装の修理を伴うものに限る
	引き戸・ドアの修理	○	
	襖の張替、畳の入替・表替	○	
	玄関・廊下等の修理、手すりの修理	○	
	浴室・便所の修理	○	
共 通	住宅用附属屋（倉庫・土蔵・物置・車庫等）の 修理	△	住宅用の附属屋であり、固定資産税課税台帳に登録されている家屋であること。対象範囲は住宅からおおむね200m圏内とする。
	土台・基礎の修理	○	
設 備 工 事	浴槽・洗面化粧台・便器の修理・交換	△	便器の交換において、便座のみの交換は対象外。
	給水・排水・ガス等の配管の修理・交換	○	
	システムキッチンの修理	○	ビルトインコンロを含む。
	換気扇の修理・交換	○	
	下水道・排水設備の修理	○	下水道等の修理に伴うコンクリートの修理も含む。
	給湯器の修理・交換	○	
	エコジョーズの修理・交換	○	
	エネファームの修理・交換	○	
外 構 工 事	玄関乗入れ口及び犬走りの舗装修理	○	
	玄関乗入れ口のスロープ・手すりの修理	○	
	擁壁の修理	○	
	門扉の修理	○	
	カーポートの修理・駐車場の舗装修理	○	
	住宅(附属屋を含む)の取り壊し	△	他の助成制度に該当するものは補助対象外。
	合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替え	△	
	塀・門の修理・撤去	△	修理の場合は、建築基準法で定められた構造で造り替えるもの限り、補助対象。
対 象 外	カーテン・ブラインド等の修理	×	製品の購入が主なので補助対象外。
	家具・電化製品の購入、エアコンの購入修理	×	
	照明の修理・交換	×	設計費は補助対象外。
	修理工事の設計費	×	
	庭（庭木、庭石、灯ろう、池などを含む）	×	観賞等を目的としたものであるため補助対象外。

※いずれも令和6年能登半島地震による被災箇所のみ修理の対象となります。